

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月10日

【四半期会計期間】 第106期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 松井証券株式会社

【英訳名】 MATSUI SECURITIES CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 和里田 聡

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地

【電話番号】 03(5216)0606 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役コーポレート部門担当役員 鶴澤 慎一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町一丁目4番地

【電話番号】 03(5216)0606 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役コーポレート部門担当役員 鶴澤 慎一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第105期 第3四半期累計期間	第106期 第3四半期累計期間	第105期
会計期間		自 2020年 4月 1日 至 2020年12月31日	自 2021年 4月 1日 至 2021年12月31日	自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日
営業収益	(百万円)	21,570	23,181	30,082
純営業収益	(百万円)	20,482	22,341	28,672
経常利益	(百万円)	9,172	9,981	12,919
四半期(当期)純利益	(百万円)	7,747	8,677	10,283
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)			
資本金	(百万円)	11,945	11,945	11,945
発行済株式総数	(株)	259,264,702	259,264,702	259,264,702
純資産額	(百万円)	76,656	76,008	79,213
総資産額	(百万円)	872,496	906,472	961,791
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	30.15	33.76	40.02
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	30.11	33.71	39.96
1株当たり配当額	(円)	20.00	20.00	40.00
自己資本比率	(%)	8.8	8.4	8.2

回次		第105期 第3四半期会計期間	第106期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2020年10月 1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月 1日 至 2021年12月31日
1株当たり四半期純利益	(円)	8.79	8.87

- (注) 1. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第3四半期累計期間及び当第3四半期会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営者の視点による当社の財政状態及び経営成績の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。なお、当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の状況及び分析

当第3四半期累計期間の国内株式市場は、期首に29,400円台で取引を開始した日経平均株価が、4月に30,000円台を回復した後、5月に入ると、米長期金利の上昇に伴う世界的なハイテク株安や、量的金融緩和の縮小（テーパリング）議論の早期化が懸念されたことを受けて大きく値を下げました。その後も、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大や国内の緊急事態宣言の発令で経済正常化の遅れが嫌気され、8月中旬には一時的に27,000円を割り込みました。9月に入ると、菅首相退陣の意向が報道されたことを受けて、新総裁が打ち出す経済政策に対する期待感から株価は大きく上昇し、30,000円台を回復しました。しかし、中国不動産大手の恒大集団による債務不履行懸念や、米国の債務上限問題、原油高に伴うインフレ懸念等を背景に、株価は27,500円台まで下落しました。その後は、過度なインフレ懸念の後退や米株価指数の上昇、政府による経済政策への期待感等を受けて持ち直す一方、新型コロナの変異型オミクロン株の感染拡大懸念や、岸田首相による金融所得課税を巡る言及などから上値が重い展開となり、12月末の日経平均株価は28,700円台で取引を終えました。

このような市場環境の中で、二市場（東京、名古屋の各証券取引所）合計の株式等売買代金は、前第3四半期累計期間と比較して8%増加しました。当社の主たる顧客層である個人投資家についても、大きく株価が動いた局面で取引が拡大し、二市場全体における個人の株式等委託売買代金は同7%増加しました。二市場における個人の株式等委託売買代金の割合は22%と、前第3四半期累計期間と同様の水準となりました。また、当社の株式等委託売買代金についても、同7%の増加となりました。

当第3四半期累計期間における当社の取組みとしては、株式取引において、25歳以下の若年層を対象に取引手数料の無料化を実施しました。また、新スマートフォンアプリ「松井証券 株アプリ」の機能を継続的に拡充し、貸株サービスの利用を可能とする他、チャート機能や情報画面の追加を実施しました。FXについては、新ブランド「松井証券MATSUI FX」のプロモーションを積極的に展開し、顧客基盤の拡大に努めました。投資信託については、プロモーションを継続的に展開するほか、取扱銘柄の拡充や、信託報酬の一部をお客様に還元するサービスをリニューアルし「投信毎月ポイント・現金還元サービス」の開始を発表しました。その他、投資情報メディア「マネーサテライト」において、若年層や投資初心者の方も楽しく資産運用を学べる動画や、投資判断に役立つマーケット関連の動画をタイムリーに配信するなど、サービスクオリティの向上に努めました。

以上を背景に、当第3四半期累計期間においては、株式等委託売買代金は同7%増加したものの、委託手数料率の低下等により、受入手数料は13,129百万円（同0.6%減）となりました。また、信用取引平均買残高が増加したこと等により、金融収支は同28.4%増の8,553百万円となりました。

この結果、営業収益は23,181百万円（同7.5%増）、純営業収益は22,341百万円（同9.1%増）となりました。また、営業利益は9,953百万円（同9.4%増）、経常利益は9,981百万円（同8.8%増）となりました。投資有価証券売却益2,590百万円を計上したこともあり、四半期純利益は8,677百万円（同12.0%増）となりました。

収益・費用の主な項目については以下の通りです。

(受入手数料)

受入手数料は13,129百万円(同0.6%減)となりました。そのうち、委託手数料については、株式等委託売買代金が同7%増加したものの、委託手数料率の低下等により、12,508百万円(同1.2%減)となりました。

(トレーディング損益)

トレーディング損益は、主としてFX取引のトレーディング益により、658百万円の利益となりました。

(金融収支)

金融収益から金融費用を差し引いた金融収支は8,553百万円(同28.4%増)となりました。これは主として、信用取引平均買残高が増加したことによるものです。

(販売費・一般管理費)

販売費・一般管理費は、同8.9%増の12,388百万円となりました。これは主として、広告宣伝費の増加等による取引関係費の増加(同14.9%増)によるものです。

(営業外損益)

営業外損益は合計で28百万円の利益となりました。これは主として、受取配当金47百万円によるものです。

(特別損益)

特別損益は合計で2,524百万円の利益となりました。これは主として、投資有価証券売却益2,590百万円によるものです。

(2) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の主たる事業は、個人投資家向けの株式等委託売買業務であり、収入項目としては受入手数料、とりわけ株式等売買に関する委託手数料が当社の業績に重要な影響を及ぼします。また、主として信用取引に起因する金融収益についても当社の業績に重要な影響を及ぼす要因となります。しかしながら、その水準はともに株式市場の相場環境に大きく左右されます。

(3) 財政状態の概況及び分析

当社の主な資産は、顧客からの預り金や受入保証金等を信託銀行に預託した顧客分別金信託(預託金に含まれます)と、信用取引貸付金を中心とする信用取引資産です。一方、信用取引貸付金に充当することを目的として、短期借入金等による調達を行っております。当社の主な負債は、預り金、受入保証金及び短期借入金です。

当第3四半期会計期間末の資産合計は、対前事業年度末比5.8%減の906,472百万円となりました。これは主として、預り金の減少等に伴い預託金が同6.2%減の529,212百万円となったことによるものです。

負債合計は、同5.9%減の830,464百万円となりました。これは主として、信用取引貸証券受入金と同34.6%減の31,253百万円となったことや、預り金が同3.4%減の324,550百万円となったこと、また、短期借入金が同4.8%減の197,900百万円となったことによるものです。なお、信用取引貸証券受入金は、顧客の信用取引の売建に係る売付代金相当額です。

純資産合計は、同4.0%減の76,008百万円となりました。当第3四半期累計期間においては、2021年3月期末配当金及び2022年3月期中間配当金計10,280百万円を計上する一方、四半期純利益8,677百万円を計上しております。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社が行う資金調達は、主として信用取引貸付金の増加に対応するものですが、経常的な信用取引貸付金の増減については、銀行等金融機関からの短期借入金の増減を中心に対応しております。信用取引貸付金の水準が大きく増加する場合に備えて、社債による資金調達を機動的に行えるよう発行登録も行っておりますが、当第3四半期会計期間末現在においては、信用取引貸付金と内部留保の水準を踏まえ、資金調達の大部分はコール・マネーを含む短期借入金によっております。

なお、複数の金融機関と当座貸越契約やコミットメントライン契約を締結することで、資金調達の安全性を確保しております。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第3四半期累計期間において、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定に重要な変更はありません。

(6) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(7) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に重要な変更はなく、新たに生じた課題もありません。

(8) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,050,000,000
計	1,050,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	259,264,702	259,264,702	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株 であります。
計	259,264,702	259,264,702		

(注) 提出日現在発行数には、2022年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年10月 1日 ~ 2021年12月31日		259,264,702		11,945		9,793

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である2021年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,209,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 257,017,200	2,569,177	
単元未満株式	普通株式 38,402		
発行済株式総数	259,264,702		
総株主の議決権		2,569,177	

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株、信用取引貸付金の自己融資見返り株式が99,500株含まれております。また、「議決権の数」欄には証券保管振替機構名義の完全議決権株式にかかる議決権の数4個が含まれております。なお、「議決権の数」欄には信用取引貸付金の自己融資見返り株式の完全議決権株式にかかる議決権の数995個は含まれておりません。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式46株が含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
(自己保有株式) 松井証券株式会社	東京都千代田区 麹町一丁目4番地	2,209,100		2,209,100	0.85
計		2,209,100		2,209,100	0.85

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当該有価証券報告書に記載した事項を除き、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

なお、2021年6月27日の当社の監査等委員会設置会社への移行後、同日、指名報酬委員会の構成員である社外取締役について、監査等委員である取締役は除くものとなりました。また同日、監査等委員会において、常勤監査等委員矢島博之が委員長に選任されました。なお同日、筆頭独立社外取締役が、社外取締役井川元雄から社外取締役小貫聡に交替しました。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)並びに同規則第54条及び第73条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2021年4月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	56,952	51,000
預託金	564,012	529,212
金銭の信託	2,846	3,009
トレーディング商品	2,146	2,215
商品有価証券等	24	0
デリバティブ取引	2,121	2,215
信用取引資産	282,931	276,610
信用取引貸付金	277,143	273,674
信用取引借証券担保金	5,788	2,937
有価証券担保貸付金	30,353	21,170
借入有価証券担保金	30,353	21,170
立替金	65	110
募集等払込金	764	497
短期差入保証金	4,510	5,211
その他	4,749	5,580
貸倒引当金	107	70
流動資産計	949,221	894,544
固定資産		
有形固定資産	1,608	1,618
無形固定資産	5,618	6,297
ソフトウェア	5,618	6,297
その他	0	0
投資その他の資産	5,345	4,013
投資有価証券	3,490	1,703
その他	3,208	3,621
貸倒引当金	1,353	1,311
固定資産計	12,571	11,928
資産合計	961,791	906,472

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	219	249
デリバティブ取引	219	249
約定見返勘定	39	70
信用取引負債	57,226	33,108
信用取引借入金	9,406	1,855
信用取引貸証券受入金	47,819	31,253
有価証券担保借入金	23,160	22,046
有価証券貸借取引受入金	23,160	22,046
預り金	335,941	324,550
受入保証金	248,255	245,500
有価証券等受入未了勘定	2	
短期借入金	207,900	197,900
未払法人税等	3,658	1,409
賞与引当金	253	190
その他	2,740	2,239
流動負債計	879,393	827,261
固定負債		
長期借入金	50	
その他	201	189
固定負債計	251	189
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	2,933	3,015
特別法上の準備金計	2,933	3,015
負債合計	882,578	830,464
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,945	11,945
資本剰余金	9,799	9,799
利益剰余金	57,205	55,601
自己株式	1,743	1,652
株主資本合計	77,205	75,693
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,741	87
評価・換算差額等合計	1,741	87
新株予約権	267	228
純資産合計	79,213	76,008
負債・純資産合計	961,791	906,472

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)
営業収益		
受入手数料	13,210	13,129
委託手数料	12,665	12,508
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	51	77
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	0	0
その他の受入手数料	494	543
トレーディング損益	611	658
金融収益	7,747	9,393
その他の営業収益	1	1
営業収益計	21,570	23,181
金融費用	1,088	840
純営業収益	20,482	22,341
販売費・一般管理費		
取引関係費	4,102	4,713
人件費	2,033	2,204
不動産関係費	755	734
事務費	2,344	2,446
減価償却費	1,576	1,767
租税公課	374	413
貸倒引当金繰入れ	52	36
その他	144	147
販売費・一般管理費計	11,381	12,388
営業利益	9,101	9,953
営業外収益		
受取配当金	81	47
その他	11	17
営業外収益計	92	65
営業外費用		
投資事業組合運用損	19	29
その他	3	8
営業外費用計	21	37
経常利益	9,172	9,981
特別利益		
固定資産売却益		22
投資有価証券売却益	1,994	2,590
特別利益計	1,994	2,612
特別損失		
固定資産除売却損	4	6
金融商品取引責任準備金繰入れ		82
特別損失計	4	88
税引前四半期純利益	11,162	12,505
法人税、住民税及び事業税	3,400	3,663
法人税等調整額	15	165
法人税等合計	3,415	3,828
四半期純利益	7,747	8,677

【注記事項】

(会計方針の変更)

・収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用しております。この結果、キャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価の一部が、販売費・一般管理費として処理する方法から、取引価格より減額する方法に変更されております。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する方法を採用しております。なお、利益剰余金の期首残高に対する当該影響額はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当第3四半期累計期間の受入手数料及び販売費・一般管理費への影響は軽微です。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28 - 15項に定める経過的な取扱いに従って、前第3四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

・時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	1,576百万円	1,767百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年 6月28日 定時株主総会	普通株式	5,780	22.50	2020年 3月31日	2020年 6月29日	利益剰余金
2020年10月27日 取締役会	普通株式	5,139	20.00	2020年 9月30日	2020年11月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年 6月27日 定時株主総会	普通株式	5,139	20.00	2021年 3月31日	2021年 6月28日	利益剰余金
2021年10月27日 取締役会	普通株式	5,141	20.00	2021年 9月30日	2021年11月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、オンライン証券取引サービスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

当社はオンライン証券取引サービスの単一セグメントであり、セグメントごとの記載を省略しております。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

当第3四半期累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年12月31日）

(単位：百万円)

	オンライン証券取引サービス
顧客との契約から生じる収益	13,129
受入手数料	13,129
委託手数料	12,508
株式・受益証券等	11,818
先物・オプション取引	690
その他	621
その他の収益	10,053
金融収益	9,393
トレーディング損益	658
その他の営業収益	1
営業収益	23,181

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	30円15銭	33円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	7,747	8,677
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	7,747	8,677
普通株式の期中平均株式数(株)	256,922,800	257,032,823
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	30円11銭	33円71銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	371,504	366,374
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

2 【その他】

第106期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)中間配当について、2021年10月27日開催の取締役会において、2021年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり実施することを決議いたしました。

配当金の総額	5,141百万円
1株当たりの金額	20円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2021年11月22日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

松井証券株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 辻 竜太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 芦 澤 智 之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている松井証券株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第106期事業年度の第3四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2021年4月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、松井証券株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。